

受験資格について

試験の受験資格は、次のいずれかに該当する方です。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校若しくは中等学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科（土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科、衛生工学科を含む。）又はこれに相当する課程を修了した方
- 2 高等学校を卒業した方で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関し、1 年以上の実務経験を有する方
- 3 排水設備工事等の設計又は施工に関し 2 年以上の実務経験を有する方
- 4 前 3 号に掲げる方に準ずる方として、次のいずれかに該当する方
 - (1)学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに該当する課程を修了した方、又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による公共職業能力開発施設において配管科を修了した方
 - (2)高等学校を卒業した方で、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して 1 年以上の実務の経験を有する方
 - (3)農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して 2 年以上の実務の経験を有する方
- 5 前各号に掲げる方に準ずる方として、香川県下水道協会会長が認める方

《ただし、1 から 5 の受験資格を満たす方であっても、次に該当する方は、試験を受けることができません。》

- ①破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- ②不正行為等によって試験合格を、又は条例に違反して責任技術者としての登録を取り消され、2 年を経過していない方
- ③精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない方